

公益財団法人 大和記念育英財団 奨学金給付規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人大和記念育英財団（以下、当財団という。）が定款第3条および第4条の規定に基づき、大学生および大学院生を対象とする奨学金の支給事業における奨学金給付業務を行うにあたり、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- （1）奨学金 当財団の支給する給付型の学資奨学金をいう。
- （2）奨学生 当財団から奨学金の支給を受けている者をいう。

(奨学生の申請資格)

第3条 当財団の奨学生としての申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）国内の大学および大学院に在籍している者。
 - （2）科学・工学の分野で修学している者。
 - （3）学業・人物共に優秀で、経済的な理由により修学が困難であると認められる者。
- 2 この奨学金の対象には海外から我が国の大学に留学する学生を含む。
- 3 大学および大学院の通信教育課程に在籍している学生はこの奨学金の対象に含まない。

(奨学金の金額および支給期間)

第4条 奨学生に奨学金として、月額 20,000 円を支給する。

- 2 前項の支給時期は、原則として 6 ヶ月に一度とし、支給額の 6 ヶ月分を合計した金額を次に掲げる時期に支給する。
- （1）4 ～9 月分 奨学生の採用決定後速やかに支給する
 - （2）10～3 月分 10 月末日まで
- 3 奨学金は、原則として返済の義務を負わない。
- 4 奨学金の支給期間は、正規の最短修学期間とする。
- 学部生：最長 4 年 大学院：最長 2 年
- また、留学、休学時においては支給を停止し、復学後に支給を再開する。

5 奨学生は、他の奨学金と併用することができる。

第2章 奨学生の採用

(申請手続き)

第5条 奨学生を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を添えて、大学および大学院の長または学部長の推薦を受けたうえで当財団に提出し、申請するものとする。

- (1) 奨学金給付申請書（奨学生推薦書を含む）
 - (2) 在学証明書
 - (3) 成績証明書（大学1年時は高等学校3年時、大学院1年時は大学4年時の成績証明書を提出するものとする）
 - (4) 住民票等住所が確認できる書類の写し
 - (5) その他当財団が必要と認める書類
- 2 推薦者は、申請者が当財団の掲げる申請資格に該当することを確認し、優秀と認められる者について奨学生の候補として推薦するものとする。
- 3 奨学金給付申請書には世帯所得を記載するものとする。

(奨学生の採用決定)

第6条 奨学生の選考・採用は、当財団の奨学生選考委員会の選考および面接を経て、代表理事に報告し、代表理事は理事会に諮った上で決定する。

その結果を大学長等を経て申請者本人に通知する。

- 2 奨学生選考基準は別に定める。

(誓約書の提出)

第7条 奨学生として採用された者は、採用の通知を受けた日から14日以内に誓約書を当財団宛に提出するものとする。

- 2 誓約書は、奨学生本人及び身元保証人の氏名を自筆で記入するものとする。

第3章 奨学金の受領と返還

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学生は奨学金を受領した時は、その都度直ちに奨学金受領書を当財団宛に提出するものとする。

(奨学金の支給休止また取消)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認める場合は、在籍する大学長等の意見を聴取して、奨学金の支給を休止することがある。

- (1) 長期にわたって大学等を欠席または休学したとき
- (2) 学業成績が不良となったと認められるとき
- (3) 学業に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき
- (4) その他奨学生として不適当であると認めたとき

2 奨学生が、次の各号の一に該当する時は、奨学金の支給を取消すものとする。

- (1) 申請資格に規定する要件を欠くに至ったとき
- (2) 正規の理由がなく、休学したとき
- (3) 正規の最短就学期間を待たず退学することとなったとき
- (4) 傷病のため学業遂行の見込みが無くなったと認められるとき
- (5) 学業成績または品行が著しく不良となったと認められるとき
- (6) 在籍する大学・大学院で処分を受けた時
- (7) 前各号に掲げるものの他、奨学生として不適当になったとき

(奨学金の受給の辞退)

第10条 奨学生は、事情により奨学金の受給の辞退を申し出ようとする場合、奨学金受給辞退願いを当財団に提出するものとする。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が誓約書に著しく違背する行為を行ったとき、または第9条第2項に掲げる事項に該当したときは、理事会による決議により支給した奨学金の返還を請求することができる。返還が滞った場合には、当財団は身元保証人に請求できるものとする。

第4章 奨学生の義務

(学業成績表及び生活状況の報告)

第12条 奨学生は、学業成績の発表があった場合は、速やかに学業成績表及び生活状況報告書を当財団宛に提出するものとする。

(異動届出の提出義務)

第13条 奨学生が、次の各号の一に該当する時は、速やかに当財団に届けるものとし、本人または大学・大学院の責任者が届けるものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 身元保証人を変更したとき
- (4) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第5章 選考委員会

(選考委員会)

第14条 当財団に、第6条の業務を推進するため、奨学生選考委員会を置く。

- 2 奨学生選考委員会の委員は、当財団の理事会にて選出し、理事長が委嘱する。

第6章 補則

(規程の変更)

第15条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。